

令和4年（2022）人事院勧告（勧告日：令和4年8月8日）の概要

1. 給与勧告のポイント

(1) 民間給与との較差等に基づく給与改定

- ① 民間給与との較差 921 円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を
を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.10 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

2. 給与改定の内容と考え方

月例給

(1) 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度の初任給を 3,000 円引上げ。高卒程度の初任給を 4,000 円引上げ。20 歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率 0.3%）

○初任給（行政職）

大学卒（1 級 25 号給）	182,200 円	→	185,200 円（+3,000 円）
短大卒（1 級 15 号給）	163,100 円	→	167,100 円（+4,000 円）
高校卒（1 級 5 号給）	150,600 円	→	154,600 円（+4,000 円）

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

ボーナス

- ・民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30 月分 → 4.40 月分（+0.10 月分）
 - ・引上げ分は、勤勉手当の支給月数に反映
- ◎本年度は、12 月期の勤勉手当に配当し、令和5年度以降は6 月期及び12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

		6 月期	12 月期
令和4年度	期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行 0.95 月） ※再任用職員は、0.5 月分 （現行 0.45 月）

令和5年度 以降	期末手当 勤勉手当	1.20月 1.00月 ※定年前再任用短時間勤 務職員は、0.475月分	1.20月 1.00月 ※定年前再任用短時間勤 務職員は、0.475月分
-------------	--------------	---	---

[実施時期]

- 月例給：令和4年4月1日
- ボーナス：法律の公布日

<参考>

ボーナス

◎特別職（市長、副市長、市議会議員）

期末手当：3.25月分→3.30月分（0.05月分引上げ）

	6月支給	12月支給
令和4年度	1.625月（支給済み）	1.675月（現行1.625）
令和5年度以降	1.65月	1.65月

◎特定任期付職員

期末手当：3.25月分→3.30月分（0.05月分引上げ）

	6月支給	12月支給
令和4年度	1.625月（支給済み）	1.675月（現行1.625）
令和5年度以降	1.65月	1.65月